平成２７年（フ）第３２２号
東京都大田区南馬込３丁目16―15―203
債務者　岩葉　信一
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２３号
東京都足立区綾瀬２丁目11―６―202
債務者　木村　立子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３３号
東京都板橋区徳丸４丁目２―４―203
債務者　舩越　亜由（旧姓有川）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３４号
東京都板橋区徳丸３丁目41―22―302
債務者　宮下　拓也
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３６３号
東京都練馬区豊玉中３丁目18―６―205
債務者　水橋モトエ
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６７号
長野県佐久市望月723番地１
債務者　今井美千子
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第７７号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2471番地
１　グリーンパレス西軽井沢Ｃ―６
債務者　竹内　裕也
1　決定年月日時　平成27年１月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月７日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第１９１号
静岡県富士宮市青木平684番地
債務者　田村　雄一
1　決定年月日時　平成27年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午後１時30分
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２０９２号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵２丁目９番５―306号
アステル三友弐番館
債務者　山根　智子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２１１６号
横浜市戸塚区戸塚町1271番地94
債務者　桑田　　綾（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成27年１月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６６号
長崎県北松浦郡佐々町小浦免856番地　ササキハイツ芳ノ浦Ⅰ103号、前住所長崎県佐世保市鹿町町船ノ村604番地
債務者　前田　恭介
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１７６号
長崎県佐世保市鹿町町長串131番地１
債務者　松尾　春巳
法定代理人成年後見人　池野　尚子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
長崎県佐世保市鹿町町長串131番地１
債務者　松尾　増代
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２７年（フ）第１号
長崎県佐世保市若竹台町282番地　若竹台団地Ｆ棟101号、前住所長崎県佐世保市田の浦町106番地13
債務者　荒武　京子
1　決定年月日時　平成27年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１２７号
千葉県木更津市潮見３丁目11番地14
破産者　株式会社大成住宅
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第９号
山口県萩市大字吉田町88番地
破産者　合資会社モナミ洋装店
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部